

公正競争規約	公正競争規約施行規則				
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、コーヒー飲料等の表示を適正化するための事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約で「コーヒー飲料等」とは、コーヒー豆を原料とした飲料及びこれに糖類、乳製品、乳化された食用油脂その他の可食物を加え容器に密封した飲料であって、次に掲げる「コーヒー入り清涼飲料」、「コーヒー飲料」及び「コーヒー」をいう。</p> <p>ただし、飲用乳の表示に関する公正競争規約の適用を受けるものを除く。</p> <p>(1) この規約で「コーヒー入り清涼飲料」とは、内容量100グラム中コーヒー生豆換算で1グラム以上2.5グラム未満のコーヒー豆から抽出又は溶出したコーヒー分を含むものをいう。</p> <p>(2) この規約で「コーヒー飲料」とは、内容量100グラム中コーヒー生豆換算で2.5グラム以上5グラム未満のコーヒー豆から抽出又は溶出したコーヒー分を含むものをいう。</p> <p>(3) この規約で「コーヒー」とは、内容量100グラム中コーヒー生豆換算で5グラム以上のコーヒー豆から抽出又は溶出したコーヒー分を含むものをいう。</p> <p>2 この規約で「事業者」とは、コーヒー飲料等を製造し、又は輸入して販売する事業者及びこれらに準ずる事業者をいう。</p> <p>3 この規約で「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」(昭和37年公正取引委員会告示第3号)第2項に規定する表示をいう。</p> <p>(必要な表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、コーヒー飲料等の容器又は包装に、次に掲げる事項をそれぞれコーヒー飲料等の表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)に定めるところにより、見やすい場所に、邦文で明りょうに表示しなければならない。</p> <p>(1) 種類別名称</p> <p>(2) 原材料名</p> <p>(3) 内容量</p> <p>(4) 賞味期限</p> <p>(5) 保存方法</p> <p>(6) 事業者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(7) き釈して飲用に供するものにあつては、その旨</p> <p>(8) 原産国名</p> <p>2 事業者は、コーヒー飲料等についてその使用上特に注意しなければならない事項がある場合には、その旨を表示しなければならない。</p> <p>3 びん詰であつて本条第1項及び第2項に掲げる事項を見やすい場所に明りょうに表示することが困難なものにあつては、同項の規定にかかわらず王冠に表示することができる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 規約第2条第2項に規定する「これらに準ずる事業者」とは、コーヒー飲料等を製造し、又は輸入して販売する事業者以外の事業者であつて、コーヒー飲料等に自己の商標又は名称を表示するものをいう。</p> <p>(表示の基準)</p> <p>第2条 規約第3条に規定する必要表示事項は、次の基準により表示するものとする。</p> <p>ただし、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律により、表示の方法について基準が定められているものについては、当該基準により表示するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="802 1518 1442 2072"> <thead> <tr> <th colspan="2">表示基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類別名称</td> <td> 容器又は包装の最も見やすい場所に、14ポイント活字以上の大きさの文字で、次の種類別名称をそれぞれ表示する。 ただし、びん詰のものであつて表示が困難なものにあつては、9ポイント活字以上の大きさの文字で表示することができる。 (1) コーヒー入り清涼飲料にあつては「コーヒー入り清涼飲料」 (2) コーヒー飲料にあつては「コーヒー飲料」 (3) コーヒーにあつては「コーヒー」 (4) 前3号にかかわらず カフェインを90%以上除去したコーヒー豆のみを使用したものにあつては「コーヒー入り清涼飲料」(カフェインレス) 二酸化炭素を圧入したものにあつては「コーヒー入り炭酸飲料」 (5) き釈して飲用に供するものにあつては、当 </td> </tr> </tbody> </table>	表示基準		種類別名称	容器又は包装の最も見やすい場所に、14ポイント活字以上の大きさの文字で、次の種類別名称をそれぞれ表示する。 ただし、びん詰のものであつて表示が困難なものにあつては、9ポイント活字以上の大きさの文字で表示することができる。 (1) コーヒー入り清涼飲料にあつては「コーヒー入り清涼飲料」 (2) コーヒー飲料にあつては「コーヒー飲料」 (3) コーヒーにあつては「コーヒー」 (4) 前3号にかかわらず カフェインを90%以上除去したコーヒー豆のみを使用したものにあつては「コーヒー入り清涼飲料」(カフェインレス) 二酸化炭素を圧入したものにあつては「コーヒー入り炭酸飲料」 (5) き釈して飲用に供するものにあつては、当
表示基準					
種類別名称	容器又は包装の最も見やすい場所に、14ポイント活字以上の大きさの文字で、次の種類別名称をそれぞれ表示する。 ただし、びん詰のものであつて表示が困難なものにあつては、9ポイント活字以上の大きさの文字で表示することができる。 (1) コーヒー入り清涼飲料にあつては「コーヒー入り清涼飲料」 (2) コーヒー飲料にあつては「コーヒー飲料」 (3) コーヒーにあつては「コーヒー」 (4) 前3号にかかわらず カフェインを90%以上除去したコーヒー豆のみを使用したものにあつては「コーヒー入り清涼飲料」(カフェインレス) 二酸化炭素を圧入したものにあつては「コーヒー入り炭酸飲料」 (5) き釈して飲用に供するものにあつては、当				

公正競争規約	公正競争規約施行規則													
		<p>該商品に表示するき積倍数により、き積後飲用に供する状態におけるコーヒー分含有率に応じ、前各号の表示を行う。</p>												
	<p>原材料名</p>	<p>(1) 「原材料名」の文字のあとに、食品添加物以外の原材料と食品添加物を区分して、それぞれ使用した重量の多いものの順に固有の名称により、8ポイント活字以上の大きさの文字で表示する。</p> <p>(2) コーヒーにあつては、その形状にかかわらず「コーヒー」と表示する。ただし、カフェインを90%以上除去したコーヒーにあつては、その形状にかかわらず「カフェインレスコーヒー」と表示する。</p> <p>(3) 添加物にあつては、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)の定めるところにより、8ポイント活字以上の大きさの文字で表示すること。</p>												
	<p>内容量</p>	<p>「内容量」の文字のあとに、内容重量はグラム又はキログラムの単位で、内容体積はミリリットル又はリットルの単位で、単位を明記し、8ポイント活字以上の大きさの文字で表示すること。</p>												
	<p>賞味期限</p>	<p>(1) 賞味期限は、容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、その製品として期待されるすべての品質特性を十分保持しうると認められる期限を示す年月日をいう。</p> <p>(2) 「賞味期限」の文字のあとに、次のいずれかの例により表示すること。ただし、賞味期限までの期間が3月を超える場合にあっては、年月のみの表示とすることができる。</p> <p>ア 次のいずれかの例により記載する。</p> <table border="0" data-bbox="1005 1153 1388 1243"> <tr> <td>平成7年7月1日</td> <td>7. 7. 1</td> </tr> <tr> <td>1995. 7. 1</td> <td>95. 7. 1</td> </tr> <tr> <td>070701</td> <td>950701</td> </tr> </table> <p>イ アの規定にかかわらず、次により記載することができる。</p> <table border="0" data-bbox="1005 1310 1356 1400"> <tr> <td>平成7年7月</td> <td>7. 7</td> </tr> <tr> <td>1995. 7</td> <td>95. 7</td> </tr> <tr> <td>0707</td> <td>9507</td> </tr> </table> <p>(3) 「賞味期限」の文字のあとに表示することが困難な場合には、当該欄に記載場所を表示したうえで、他の場所に「賞味期限」を表示することができる。</p> <p>(4) 8ポイント活字以上の大きさの文字で表示すること。</p>	平成7年7月1日	7. 7. 1	1995. 7. 1	95. 7. 1	070701	950701	平成7年7月	7. 7	1995. 7	95. 7	0707	9507
平成7年7月1日	7. 7. 1													
1995. 7. 1	95. 7. 1													
070701	950701													
平成7年7月	7. 7													
1995. 7	95. 7													
0707	9507													
	<p>保存方法</p>	<p>(1) 保存方法の文字のあとに製品及び容器包装の特性に従って、「保存温度 以下」、「直射日光を避けて常温で保存すること」等を記載する。ただし、常温で保存するものにあつては、常温で保存する旨を省略することができる。</p> <p>(2) 8ポイント活字以上の大きさの文字で表示すること。</p>												

公正競争規約	公正競争規約施行規則						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="801 188 903 712">事業者の住所及び氏名又は名称</td> <td data-bbox="903 188 1449 712"> <p>(1) 「製造者」の文字のあとに、製造所所在地及び製造者名(法人にあっては、その名称)又は製造者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称)並びに製造者が製造所所在地の都道府県知事を経て、厚生労働大臣に届け出た製造所固有の記号又は「販売者」の文字のあとに販売者の住所、氏名(法人にあっては、その名称)並びに製造者及び販売者が連名で製造所所在地の都道府県知事を経て、厚生労働大臣に届け出た製造所固有の記号を表示すること。ただし、製造所固有の記号はかんぶたに表示することができる。</p> <p>(2) 輸入品にあっては、「輸入者」の文字のあとに輸入者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称)を表示すること。</p> <p>(3) 8ポイント活字以上の大きさの文字で表示すること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 712 903 824">旨で き あ 積 る 用</td> <td data-bbox="903 712 1449 824"> <p>「き釈用」と14ポイント活字以上の大きさの文字で表示すること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 824 903 1041">原産 国 名</td> <td data-bbox="903 824 1449 1041"> <p>(1) 「原産国名」の文字のあとに「 」 「製」又は「 産」(は国名)を表示する。ただし、国内で詰め替えしたのものについては、その旨を原産国名と併わせて表示する。</p> <p>(2) 8ポイント活字以上の大きさの文字で表示すること。</p> </td> </tr> </table> <p>2 びん詰で王冠に前項の表示を行うものであって、「原材料名」、「内容量」、「賞味期限」及び「事業者の住所及び氏名又は名称」の表示が8ポイント活字以上の大きさの文字で表示することが困難なものは、活字の大きさを特定しない。</p> <p>また、なおかつ表示が困難なものにあっては、公正取引協議会の承認を得て、「原材料名」、「内容量」、「製造者」、「原産国名」の文言及び賞味期限の表示を省略することができる。</p> <p>3 規約第3条第2項に規定する使用上の注意は、次の例により表示するものとする。</p> <p>(1) 開かん後はすぐお飲み下さい。</p> <p>(2) 飲み残しは、ガラス又は陶器製の容器に移しかえてふたをし、冷蔵庫に保存し、早めにお飲み下さい。</p> <p>(3) 召し上るときは、よくふってからお飲み下さい。</p> <p>(4) コーヒー入り炭酸飲料にあっては「あける前に振らないで下さい。」等と表示する。</p> <p>(5) あたためるときは、缶のまま直火にかけないで下さい。</p> <p>(6) き釈して飲用に供するものにあっては、「 倍き釈」、「 倍にうすめてお飲み下さい。」等と表示する。</p> <p>(7) 内面塗料かんを使用していないものにあっては、「使用上の注意」の文字のあとに「この缶は内面塗料かんではありませんので、飲み残しはガラス又は陶器製の容器に移してからふたをして下さい。」などと表示する。</p> <p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第3条 規約第4条第2項に規定するコーヒー飲料、コーヒー入り清涼飲料である旨の表示は、商品名と同一視野に入る場所に、背景と対照的な色で「コーヒー飲料」、「コーヒー入り清涼飲料」と16ポイント活字以上の大きさの肉太の文字で表示するものとする。なお、同項の『「コー</p>	事業者の住所及び氏名又は名称	<p>(1) 「製造者」の文字のあとに、製造所所在地及び製造者名(法人にあっては、その名称)又は製造者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称)並びに製造者が製造所所在地の都道府県知事を経て、厚生労働大臣に届け出た製造所固有の記号又は「販売者」の文字のあとに販売者の住所、氏名(法人にあっては、その名称)並びに製造者及び販売者が連名で製造所所在地の都道府県知事を経て、厚生労働大臣に届け出た製造所固有の記号を表示すること。ただし、製造所固有の記号はかんぶたに表示することができる。</p> <p>(2) 輸入品にあっては、「輸入者」の文字のあとに輸入者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称)を表示すること。</p> <p>(3) 8ポイント活字以上の大きさの文字で表示すること。</p>	旨で き あ 積 る 用	<p>「き釈用」と14ポイント活字以上の大きさの文字で表示すること。</p>	原産 国 名	<p>(1) 「原産国名」の文字のあとに「 」 「製」又は「 産」(は国名)を表示する。ただし、国内で詰め替えしたのものについては、その旨を原産国名と併わせて表示する。</p> <p>(2) 8ポイント活字以上の大きさの文字で表示すること。</p>
事業者の住所及び氏名又は名称	<p>(1) 「製造者」の文字のあとに、製造所所在地及び製造者名(法人にあっては、その名称)又は製造者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称)並びに製造者が製造所所在地の都道府県知事を経て、厚生労働大臣に届け出た製造所固有の記号又は「販売者」の文字のあとに販売者の住所、氏名(法人にあっては、その名称)並びに製造者及び販売者が連名で製造所所在地の都道府県知事を経て、厚生労働大臣に届け出た製造所固有の記号を表示すること。ただし、製造所固有の記号はかんぶたに表示することができる。</p> <p>(2) 輸入品にあっては、「輸入者」の文字のあとに輸入者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称)を表示すること。</p> <p>(3) 8ポイント活字以上の大きさの文字で表示すること。</p>						
旨で き あ 積 る 用	<p>「き釈用」と14ポイント活字以上の大きさの文字で表示すること。</p>						
原産 国 名	<p>(1) 「原産国名」の文字のあとに「 」 「製」又は「 産」(は国名)を表示する。ただし、国内で詰め替えしたのものについては、その旨を原産国名と併わせて表示する。</p> <p>(2) 8ポイント活字以上の大きさの文字で表示すること。</p>						
<p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第4条 事業者は、コーヒー飲料等で、糖類、乳製品、乳化された食用油脂を使用したものにあっては、「ブラック」と表示してはならない。</p> <p>ただし、糖類のみを使用したものにあっては、「加糖」と併記すれば「ブラック」と表示することができる。</p>							

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>2 事業者は、コーヒー飲料又はコーヒー入り清涼飲料の商品名に「コーヒー」、「コーヒー」(は商標など)等と表示する場合は、コーヒー飲料又はコーヒー入り清涼飲料である旨を、施行規則に定めるところにより明りょうに表示しなければならない。</p> <p>3 事業者は、コーヒー飲料等に「ミルク入り」等と表示する場合は、施行規則に定める基準に合致してなければならない。</p> <p>4 事業者は、コーヒー飲料等に商品名、文言、絵、写真等で特定の種類のコーヒーを使用している旨表示する場合は、規約第2条第1項第3号の「コーヒー」についてのみ表示できるものとし、かつ、施行規則に定める基準に合致してなければならない。</p> <p>5 事業者は、コーヒー飲料等の表示であってその原産国について誤認されるおそれがあるものにあつては、施行規則に定める基準により原産国を明示しなければならない。</p> <p>6 事業者は、コーヒー飲料等に商品名、文言、絵、写真等で蜂蜜、果糖を使用している旨特に表示する場合は、施行規則に定める基準に合致してなければならない。</p>	<p>「コーヒー」(は商標など)等』には、「カフェ」、「coffee」の文言を含む。</p> <p>2 規約第4条第3項に規定する「ミルク入り」等と表示する場合の基準は次のとおりとする。</p> <p>(1) 「ミルク入り」等と表示する場合は、乳脂肪3%以上及び無脂乳固形分8%以上の成分を有する乳の製品がコーヒー飲料等の内容重量に対し5%以上使用されていなければならない。</p> <p>(2) 「ミルク入り」以外の表示をする場合は、公正取引協議会が、公正取引委員会の承認を得て定めた基準によるものとする。</p> <p>3 規約第4条第4項に規定する「規則で定める基準」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 特定の種類のコーヒーのみを使用している旨表示する場合は、他の種類のコーヒーを混入してはならない。</p> <p>(2) 二種類以上のコーヒーを混合したものであつて、そのうち特定のコーヒーを使用している旨表示する場合(「ブレンドコーヒー」、「ブレンド」など)は、その種のコーヒーが51パーセント以上使用されていなければならない。</p> <p>4 規約第4条第5項に規定する原産国に関する表示基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) コーヒー飲料等の原産国とは、当該コーヒー飲料等を製造(単なる小分けのための詰め替えは除く。)した事業所の所在する国をいう。</p> <p>(2) 国内で製造されたコーヒー飲料等で原産国について誤認されるおそれがある表示とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 外国の国名、地名、国旗、紋章、その他これらに類するものの表示</p> <p>ロ 外国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示</p> <p>ハ 文字による表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示</p> <p>(3) 前号のいずれかに該当する表示がされているものについては、次の基準に従い、国産である旨明りょうに表示すること。</p> <p>イ 国産である旨の表示は、「国産」、「日本製」又は「日本産」と表示すること。</p> <p>ただし、「国産」、「日本製」又は「日本産」の表示にかえて事業者名の前又は後に「製造」又は「製造者」と表示することができる。(「カンパニー、CO.LTD 等外国の事業者の名称等の表示と紛らわしくなっている場合を除く。)</p> <p>ロ 上記表示をしてもなおその原産国がいずれであるか紛らわしいときには、これらの表示とともに外国の国名等とその商品との関係を邦文で明示すること。</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第4条 規約第6条各号の規定による不当表示の類型を例示すると、次のとおりである。</p> <p>(1) 天然、自然、純粋、純良、ピュアー、純等の文言を表示すること。</p> <p>(2) 生、フレッシュ、新鮮等の文言を表示すること。</p> <p>(3) 健康、美容、栄養、滋養等の文言を表示すること。</p> <p>(4) ベスト、極上、最高級、本場等の文言を表示すること。</p> <p>(5) 濃厚等の文言を表示すること。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(その他の表示事項等)</p> <p>第5条 公正取引協議会は、第1条の目的を達成するため、特に必要があると認める場合には、第3条及び第4条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する特定の表示事項又は表示基準を規則により定めることができる。</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第6条 事業者は、コーヒー飲料等の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) コーヒー入り清涼飲料、コーヒー飲料及びコーヒーの定義に合致しない内容の製品について、それぞれコーヒー入り清涼飲料、コーヒー飲料及びコーヒーであるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(2) 成分又は原材料について、実際のものより優良であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) コーヒー飲料等が病気の予防等について、効能又は効果があるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(4) 客観的な根拠に基づかないで、特選、高級等の文言を用いることにより、当該商品が特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(5) 原産国について誤認されるおそれがある表示</p> <p>(6) 他の事業者のコーヒー飲料等を中傷し、又はひぼうするような表示</p> <p>(7) その他コーヒー飲料等の内容又は取引条件について、一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(公正取引協議会の設置)</p> <p>第7条 この規約を適正に施行するため、全国コーヒー飲料公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及び事業者団体(この事業者及び事業者団体の構成事業者を以下「構成事業者」という。)をもって構成する。</p> <p>(公正取引協議会の事業)</p> <p>第8条 公正取引協議会は、次の事業を行う。</p>	<p>(6) 「本格コーヒー」、「本格派の味」等の文言を表示すること。</p> <p>(7) 使用したコーヒーの量を誤認させるような絵、写真等を表示すること。</p> <p>(8) 「コーヒーミルク」、「ミルクをたっぷり」等の文言を表示すること。</p> <p>(その他)</p> <p>第5条 コーヒー飲料等の製品の内容については、次に掲げる方法により総合的に判定するものとする。</p> <p>(1) 原料コーヒー使用台帳等の整備 事業者は、製造ロットごとに原料コーヒーの使用量と製品の製造数量を明確にした台帳を、製造工場に備付けねばならない。</p> <p>(2) 市販品の分析検査 公正取引協議会は、コーヒー飲料等の市販品を別に定める測定方法により分析を行う。</p> <p>(3) 製造工場への立入検査 公正取引協議会は、コーヒー飲料等のコーヒー含有量に疑義が生じた場合は、当該工場の立入検査を行い、原料コーヒーの使用量、コーヒー飲料等の製造数量等について調査する。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(1) この規約の内容の周知徹底に関すること。 (2) この規約についての相談及び指導に関すること。 (3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。 (4) この規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。 (5) 関係官公庁との連絡に関すること。 (6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。 (7) その他、この規約の施行に関すること。</p> <p>(違反に対する調査) 第9条 公正取引協議会は、第3条、第4条若しくは第6条の規定又は第5条の規定に基づく規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 構成事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない構成事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは3万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>(違反に対する措置) 第10条 公正取引協議会は、前条第1項に規定する違反行為があると認めるときは、その違反行為を行った構成事業者に対し、その違反行為を排除すべき旨及びその違反行為と同様又は類似の違反行為を再び行つてはならない旨、その他これらに関連する事項を実行すべき旨を、文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた構成事業者がその警告に従っていないと認めるときは、その構成事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は本条第1項若しくは第2項の規定により、警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。</p> <p>(規則の制定) 第11条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則 1 この規約の変更は、公正取引委員会の認定の告示のあった日から施行する。 2 この規約の施行前において事業者がした行為については、なお従前の例によることができる。</p>	<p>附 則 この施行規則の変更は、公正取引委員会の承認を受け、規約の変更が施行される日から施行する。</p>